

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題 1. 外為法等遵守事項では、「子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うよう努めること。」と規定している。

問題 2. 外為法第 48 条第 1 項中の「政令」は、2 箇所あるが、前者は「輸出貿易管理令」で、後者は「外国為替令」のことである。

問題 3. 本邦にある貿易会社 X は、米国にあるメーカー Y より、ポンプ α (5 セット) の注文を受けた。貿易会社 X は購入先である大阪のポンプメーカー Z から、リスト規制非該当の該非判定書をもらっていたので輸出許可を取得せずにメーカー Y に輸出したが、輸出後、貿易会社 X はポンプメーカー Z から、ポンプ α は、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 9 に該当するポンプであり、該非判定書が誤りであるという連絡があった。この場合、無許可輸出の外為法違反に問われるのは、該非判定を誤ったポンプメーカー Z ではなく、貿易会社 X である。

問題 4. 本邦にある X 大学の工学部長は、輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当する暗号通信装置 (総価額 200 万円) をニュージーランドにある Y 大学と、車の自動運転の共同研究を行うために、ニュージーランドに輸出する予定である。この場合、「基礎科学分野の研究活動」を実施するために輸出するので、X 大学は輸出許可申請不要である。

問題 5. 本邦にあるメーカー X は、タイにある子会社 Y に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 5 に該当する凍結乾燥機 1 台 (総価額 90 万円) をサンプルとして輸出する予定である。この場合、少額特例を適用することはできないので、メーカー X は、輸出許可申請が必要である。

問題 6. 本邦にあるメーカー X は、2 ヶ月に 1 度、定期的にスペインにある子会社 Y に輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する集積回路 (総価額 5 万円) を輸出している。この場合、メーカー X は、外為法第 55 条の 10 第 1 項でいう輸出等を「業として行う者」にあたらない。

問題 7. 本邦にあるメーカー X は、一昨年、輸出許可を取得して、タイにあるメーカー Y に輸出令別表第 1 の 2 の項 (12) 2 に該当する測定装置を 1 台輸出した。その後、当該測定装置が洪水で故障したので、メーカー X では、交換用の測定装置を無償で先にタイに輸出し、輸出後、故障した測定装置を無償で輸入する予定である。この場合、メーカー X は、無

償告示第一号1が適用できるので、交換用の測定装置について輸出許可を取得する必要はない。

問題8. 本邦にあるメーカーXが、横須賀にある米軍基地に輸出令別表第1の3の項(2)2に該当する貯蔵容器1セットを納品することは、外為法第48条第1項の「輸出」にあたらぬ。

問題9. 本邦にあるメーカーXの技術部長Pは、来月、ロンドンで行われる国際的な通信学会で、外為令別表の9の項(1)に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該学会には、参加費として10ユーロ(約1,600円)を払えば、不特定多数の者が参加することができる。当該学会には、イランにある大学や中国の軍事関連メーカーからの研究者も参加しているが、この場合、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。

問題10. 本邦にあるメーカーXの技術部長Qは、会社の許可を得て、現在開発中の外為令別表の6の項に該当するロボットの設計図面を出張先のイタリアに自己使用目的で持ち出す予定である。この場合、その設計図面を非居住者に提供しなくても、外国であるイタリアに持ち出しているため、メーカーXは、役務取引許可申請が必要である。

問題11. 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の16の項に該当するロボット(10台)を中央アフリカにあるメーカーYに輸出する契約を締結する際、メーカーYから当該ロボットで、輸出令別表第1の1の項に該当するマシンガンの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は必要である。

問題12. 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(6)に該当する測定装置1台を、取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、中国にある造船メーカーYに輸出する予定である。造船メーカーYより、事前に当該測定装置を使用して、軍艦の製造に使用すると連絡を受けている場合、輸出後、経済産業省に報告をする必要がある。

問題13. 経済産業大臣の輸出許可、役務取引許可を申請しても不許可となることもあり得るので、許可申請時に添付する「契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」とすることが、運用通達や提出書類通達で求められている。下線部分は正しい。

問題 1 4. 輸出令別表第 1 の 2 の項及び外為令別表の 2 の項は、原子力供給国グループ (NSG) の合意に基づく貨物と技術が規制されている。

問題 1 5. 本邦にある X 大学は、最先端の AI 技術を有しており、外国政府 Y から運営資金の半分の提供を受けている。この場合、X 大学は特定類型②にあたる。

問題 1 6. 本邦にあるメーカー X が、新製品の開発のために特定類型①に該当する社員 A に外為令別表の 9 の項に該当する技術資料 α を提供する場合は、役務取引許可は不要である。

問題 1 7. 本邦にあるメーカー X は、年末からチェコやポーランドにあるメーカーに輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) に該当する工作機械を販売し、輸出することを計画している。この場合、メーカー X は、一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を取得するのが一番良い。下線部分は正しい。

問題 1 8. 外為法第 5 3 条第 1 項では、「経済産業大臣は、第 4 8 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、3 年以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。」と規定している。下線部分は正しい。

問題 1 9. 貨物 X が輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 までの項に該当しなければ、貨物 X の設計、製造又は使用に係る技術は、外為令別表の 1 から 1 5 までの項に該当することはない。

問題 2 0. 本邦にあるメーカー X の営業部長は、外国ユーザーリストに掲載されている香港の企業 Y (懸念区分は、ミサイル) から、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する人造黒鉛 (懸念用途は、核兵器、ミサイル) 1 トンの引き合いを受けた。営業部長は、量が多いので、当該人造黒鉛を何に使用するのか企業 Y の担当者に用途を尋ねたところ、「用途は、企業秘密なので言えない。」と言われた。メーカー X が、企業 Y から受注し輸出する場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は必要である。

- 問題 2 1. 本邦にあるメーカー X は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 4 の項（1 5）4 に該当するマルエージング鋼をスイスにあるメーカー Y に輸出した。この場合、この輸出に関する資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも 7 年間 保存する必要がある。下線部分は正しい。
- 問題 2 2. キャッチオール規制に関する輸出許可・役務取引許可の申請は、経済産業省の安全保障貿易審査課に行う必要がある。
- 問題 2 3. 外為法第 4 8 条第 1 項に規定する「輸出をしようとする者」には、法人、自然人（個人）いずれも含まれる。
- 問題 2 4. 輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 までの項の下欄に掲げる地域とは、全て「全地域（別表第 3 に掲げる地域を除く。）」である。
- 問題 2 5. 本邦にあるメーカー X は、インドにある子会社 Y から輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当するチタン合金を買い取り、香港にあるメーカー Z に販売しようとしたところ、メーカー Z から、この合金で通勤用の電動自転車の部品を製造すると連絡を受けた。なお、このチタン合金は、インドから香港に直接輸出される。この場合、メーカー X は、仲介貿易取引許可申請は不要である。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の別紙1で規定されている輸出管理内部規程の届出の際に必要な事項をいう。

2024年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第64回)

(STC Associate)試験問題